

「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」審査要領

平成 24 年 2 月 21 日
世界トップレベル研究拠点プログラム委員会

「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)」の採択に当たっての審査は、この審査要領に従って行うこととする。

1. 審査の基本方針

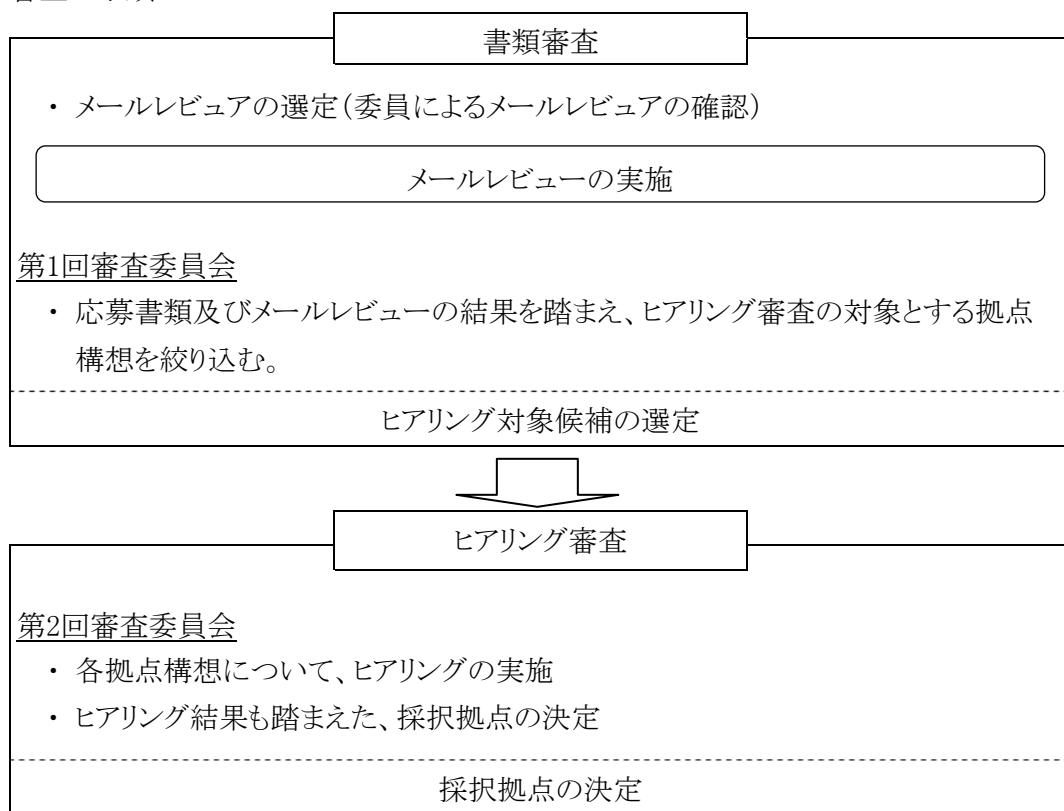
世界トップレベルの研究者が是非そこで研究したいとして世界から多数集まつてくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指すという観点から、そのような拠点形成が確実に図られる可能性が高く、かつ研究達成目標等の研究内容も魅力的な構想を採択する。

2. 審査の方法

(1) 審査方法

本プログラムの審査は、「書類審査」及び「ヒアリング審査」の 2 段階により実施する。「書類審査」は「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会」(以下、「委員会」という。)の下に設置する「作業部会」が実施する。「ヒアリング審査」は「委員会」が実施する。委員会及び作業部会の定足数は委員の半数とし、議決は出席議員の過半数により決するものとする。

〈審査の手順〉



(2) 書類審査の進め方

① メールレビューの実施

- ・別添の「メールレビューの実施について」に基づき、複数名のレビュアを選定する。
- ・締切日までに提出のあった各応募について、上記により選定されたメールレビュアに応募書類一式を送付する。
- ・メールレビュアは、審査要領及びメールレビュー評価書(別途作成)に基づき、応募内容を評価の上、指定期日までに評価結果を事務局に返送する。

② ヒアリング対象候補の選定

- ・締切日までに提出のあった応募書類について、作業部会委員にその一式を事前に送付する。
- ・作業部会にて、応募書類の内容及びメールレビュアによる評価結果を元に、合議によりヒアリング対象構想を選定する。また、ヒアリング対象としない構想については、不採択の理由についても確認する。
- ・ヒアリング対象となった構想については、事務局より、ヒアリングの日時・場所とともに、ヒアリングを行う旨の通知を行う。

(3) ヒアリング審査の進め方

①ヒアリングの実施

- ・ヒアリング実施の通知を行った後、適当な期間をおいて委員会を開催し、ヒアリング実施要領(別途作成)に基づき、全体責任者及び拠点構想責任者等からヒアリングを実施する。
 - ・応募書類以外でヒアリングに使用する資料については、事前(別途通知)に事務局に提出するものとする。ヒアリングの際は、締切りまでに提出のなかった資料の使用は禁止する。
 - ・ヒアリング資料については、委員会委員にその一式を事前に送付する。
 - ・ヒアリングは英語で行い、質疑応答についても、英語での対応を基本とする。また、ヒアリングに使用する資料についても全て英語で作成する。
- ※会議の場には、同時通訳を用意するが、全体責任者及び拠点構想責任者の発言等(説明、及び質問への回答など)は、すべて英語を基本とする。
- ・委員会は、審査要領に基づき、各拠点構想毎にヒアリング評価書(別途作成)に評価結果を記入する。ヒアリングの評価結果については、事務局にて集計し、取りまとめた後、委員会に報告する。

②採択拠点の決定

- ・委員会は、ヒアリングの評価結果を踏まえ、合議による審議を経て、採択すべき構想を決定する。また、不採択となった拠点構想については、不採択の理由について確認する。

3. 審査に当たっての着眼点

(1) 抱点構想についての評価

① 対象分野

- ・対象分野は、先鋭な研究領域に焦点を絞った基礎研究分野（基礎から応用への展開を目指す分野を含む。）で、原則として異分野を融合させ、将来の重要な学問分野の創造が期待される領域となっているか。
- ・対象分野は、10年間という比較的長い助成期間を越えて将来性が期待できるよう、絶えず関連する新しい領域を戦略的に生み出し持続的に世界トップレベルに立てる領域となっているか。
- ・対象分野は、日本の優位性を十分發揮し、国際的にも魅力あるものとなっているか。

② 研究達成目標

- ・提示された研究達成目標は、実現可能か。また、達成されたときに世界トップレベルと評価されるものとなっているか。
- ・提示された研究達成目標は、一般国民にも分かり易いものとなっているか。
- ・提示された研究達成目標は、科学技術上の世界的な課題に挑戦しているか、また、社会的インパクトが期待できるか。
- ・目標を達成するための研究活動面の具体的計画は、これまでの実績に照らし、適切なものとなっているか。

③ 運営

- ・優秀な研究者・職員のリクルートやシステム改革等抱点運営に常に意を用いる専任の抱点長がおかされることとなっているか。
- ・抱点長は、当該抱点の「顔」として、抱点の存在を世界にアピールすること、世界の優秀な研究者を招へいしてくること等の重要な役目を果たす能力を持っているか。
- ・抱点長が、抱点形成に向けた明確で優れたビジョンを有しているか。
- ・抱点長を事務管理面で強力に補佐し、研究者にとって研究に専念できる環境を常に提供しつづける役割を担う適切な事務部門長及び事務部門が配置されているか。
- ・当該抱点の管理運営は、臨機応変で迅速な意思決定が行い得るよう、抱点長を中心としたトップダウン的な意志決定方式となっているか。
- ・抱点長の最終的な選・解任以外の事項は抱点長が実質的に意志決定を行い得る体制となっているか。

④ 抱点を構成する研究者等

- ・研究水準が高く、ある程度の規模を有する中核が物理的に集結しているか。
- ・研究グループは、魅力的なものとなっているか。また、主任研究者を招へいするにあたっての方針・戦略は適切か。
- ・抱点の規模は、公募要領の「5.(4)①海外から招へいする優秀な外国人研究者 1～2割程度あるいはそれ以上とホスト機関内からの研究者及び国内他機関から招へいする研

究者を併せて、世界トップレベルの研究者 7~10 人程度あるいはそれ以上の主任研究者(教授、准教授相当)を集結させる、②ポスドク等若手研究者を含めた研究者、研究支援員、事務スタッフ等も含めた総勢は 70~100 人程度あるいはそれ以上を目標とする」の要件に照らして適切なものとなっているか。また、「最終目標」を達成するための具体的な計画(時期的なものを含む)は適切なものとなっているか。

- ・外国人研究者の数は公募要領の「5(4)③拠点のうち常に 3 割程度以上は、短期滞在の者も含め、外国人研究者とする」に照らして適切なものとなっているか。また、「最終目標」を達成するための具体的な計画(時期的なものを含む)は適切なものとなっているか。
- ・主任研究者が公募要領の「5(4)④拠点を構成する主任研究者の過半数が i)国際的影響力、ii)大型の競争的資金の獲得、iii)論文被引用の指標等を総合して世界トップレベルの研究者である」といえるか。
- ・サテライト的な機能を設けること等を通じ、国内外の他機関と有機的な連携や施設・設備の有効活用などを行う場合においては、それらにより拠点全体としての機能の補完・強化が十分図られているか。

⑤ 環境整備

- ・研究者が研究に専念できるよう、種々の手続き等管理事務をサポートするために必要なスタッフ機能の充実が図られているか。
- ・スタートアップのための研究資金の提供など、招へいした優秀な研究者が移籍当初、競争的資金の獲得に腐心することなく自らの研究を精力的に継続することができるような環境が整備されているか。
- ・ポスドクの国際的公募がどの程度行われているか、または行われる予定となっているか。(原則として、国際的公募による採用を行うことが求められる)。
- ・職務上使用する言語は英語を基本とし、英語による職務遂行が可能な事務スタッフ機能が整備されているか。
- ・当該拠点内で、研究成果に関する厳格な評価システムと能力に応じた俸給システム(例えば年俸制等)が導入されているか。
- ・当該拠点の研究室、居室等の施設・設備環境は、「世界トップレベル拠点」としてふさわしいものが整備されるか。(拠点としての存在をアピールするためには、拠点に参画する研究者が物理的に集まって研究活動を行うことのできる中核となる環境が整備される必要がある。)
- ・世界トップレベルの研究者を集めた国際的な研究集会を定期的(少なくとも年に 1 回以上)に開催することとなっているか。
- ・その他、研究者が、国際的かつ競争的な環境の下で快適に研究に専念できる環境を整えるための措置が講じられているか。

⑥ 世界的レベルを評価するための指標等

- ・提示された評価指標・手法は、対象分野における世界的なレベルを評価する上で、十分に客觀性を持ち、説得力のあるものとなっているか。
- ・上記評価指標・手法に基づいた当該拠点の現時点の評価が、適切であるとともに、本

事業の実施による目標の達成を見込めるだけのレベルに達しているか。

- ・本事業により達成すべき目標(中間評価時、事後評価時)が、世界トップレベルの研究拠点の名に相応しい高いレベルを目指したものとなっているか。

⑦ 研究資金等の確保

- ・過去の実績を踏まえ、本プログラム以外の競争的資金等による研究資金の確保が十分見込めるか。(例えば、想定している他の競争的資金等による研究費の獲得額の8割以上の実績があることが望ましい。)
- ・当該拠点の運営及び研究活動のために、本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソース(当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費、ホスト機関からの現物供与、外部からの寄付金等を含む。)の確保が見込まれるか。

⑧ これまでの拠点形成の成果の活用

- ・これまでの拠点形成の成果を活用した拠点構想の場合は、当該措置の単純な延長ではなく、新たな発想も交え、将来の重要な学問分野を創造しつつ世界トップレベルを目指すような構想となっているか。

(2) 充当計画等についての評価

- ・経費の内容は妥当であり、拠点構想を実現する上で必要不可欠なものとなっているか。(既存の拠点形成措置を活用した拠点構想の場合は、当該措置に係る内容を含む。)

(3) ホスト機関からのコミットメントについての評価

- ・ホスト機関の中長期的な計画上に、当該拠点構想が明確に位置付けられることとなっているか。
- ・公募要領 6.(1)に基づき、当該拠点の運営及び研究活動のために、本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを確保するにあたり必要な支援を行うこととなっているか。また、既存の拠点形成措置を活用した拠点構想の場合は、国の施策等が時限性により終了した後も、自主的なリソース確保等により同程度の規模の措置が継続できるよう必要な支援を行うこととなっているか。
- ・「拠点構想」実施にあたって必要な人事や予算執行等に関し、拠点長が実質的に判断できる体制が整えられているか。
- ・拠点長に対し、ホスト機関内の研究者を集結させるために必要な支援を行うこととなっているか。
- ・ホスト機関内の従来の運営方法にとらわれない手法(英語環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システム等)を導入できるよう、ホスト機関内の制度の柔軟な運用、改正、整備等が保障され、またそれに必要な協力が約束されているか。
- ・当該拠点構想に必要なインフラ(施設(研究スペース等)、設備、土地等)の利用に関し十分な便宜が図られることとなっているか。

- ・本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル拠点」であり続けるために必要な支援を行うこととなっているか。
- ・その他世界トップレベルの拠点を構築するための具体的な支援が約束されているか。

(4) 総合評価

- ・拠点構想等の実施により、眞の「世界トップレベル拠点」として、世界トップレベル研究者を惹きつけるような拠点が実現可能か。
- ・本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル拠点」であり続けるための取組が期待できるか。
- ・拠点構想等は、ホスト機関の他部局や他の研究機関が世界トップレベル研究拠点を構築する際のモデルとなりうる先導的なものとなっているか。

4. その他

(1) 開示・公開等

- ①審査の経過は、審査の円滑な遂行の観点から非公開とし、審査に用いる会議資料についても非公開とする。
- ②審査結果については、拠点構想選定の後、ホームページへの掲載等により公開する。
- ③選定に際し、審査委員会において、拠点構想等について改善のための意見が付された場合には、その旨の通知を行う。
- ④応募書類において資格要件を欠くものについては、その内容を付して書類審査を行わなかつた旨を通知する。
- ⑤不採択の構想については、申請機関に対し、各審査委員の審査結果が特定されないよう配慮した上で、その理由を付して結果を通知する。

(2) 利害関係者の排除

審査委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該案件の審査に参画することが出来ないものとする。具体的には、審査委員は、書類審査及びヒアリング審査において当該案件についての審査を行わないこととし、審査委員会において当該案件に関する個別審議の際は、退席し、議論や判断に加わらないこととする。

- a) ホスト機関に専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)する、又は過去3年以内に在職した者
- b) 拠点構想に参画する者
- c) 拠点構想の全体責任者、拠点長候補者若しくは拠点構想責任者との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - (2) 密接な師弟関係にある者
- d) 構想ごとに設置する評価委員会等の委員に就任する予定のある者
- e) 拠点構想に参画する者と緊密な共同研究を行う関係にある者
- f) 拠点構想の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係

若しくは競争関係にある者

g) その他、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

(3) 秘密保持

- ・ 審査委員及びメールレビュアは、審査(メールレビューを含む)の過程で知ることができた個人情報及び審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- ・ 審査委員又はメールレビュアとして取得した情報(応募書類等各種資料を含む)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

メールレビューの実施について

1. メールレビュー選定基準等

(1) 選定要件等

メールレビューは、世界トップレベル研究拠点の構築に理解のある者のうち、次のいずれかの要件に該当するものとする。

①システム改革の観点から選定するレビュー

- a) 大学・独立行政法人等の研究活動及び運営に関し、豊富な経験と識見を有する者
- b) 研究マネジメント経験を有する者

②研究内容の観点から選定するレビュー

- a) 各分野における専門家として研究に従事し、高い学問的業績及び識見を有する者
- b) その他各専門分野において広くかつ高い知見を有する者

なお、メールレビューの選考に際しては、多様な観点からの審査の公平性を確保するため、以下の点に留意するものとする。

- (1) 大学、独立行政法人、民間企業等の研究者のバランスに配慮すること。
- (2) 性別、地域性、年齢構成のバランスに留意すること。
- (3) 外国人研究者の目から見た魅力度を評価するという観点から、外国人研究者の登用について考慮すること。

(2) 利害関係者の排除

①メールレビューは、本プログラムに応募する拠点構想の全体責任者又は拠点構想責任者として本プログラムに提案することは出来ない。

②メールレビューは、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該案件のメールレビューを行わないものとする。

- a) ホスト機関に専任又は兼任として在職(就任予定を含む。)する、又は過去3年以内に在職した者
- b) 拠点構想に参画する者
- c) 拠点構想の全体責任者、拠点長候補者若しくは拠点構想責任者との関係において、次に掲げる者に該当する場合

- (1) 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
- (2) 密接な師弟関係にある者

- d) 当該構想の提案に向けた意思決定過程に、ホスト機関の関係者として関与する者
- e) 構想ごとに設置する評価委員会等の委員に就任する予定のある者
- f) 拠点構想に参画する者と緊密な共同研究を行う関係にある、又は過去3年以内にあった者(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者)

- g) 拠点構想の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係にある者

- h) その他、中立・公正にメールレビューを行うことが困難であると判断される事由のある者

2. メールレビューの選定方法

(1) システム改革の観点から選定するレビュー(公募の締切時期までに作業終了)

1. (1)の選定要件を満たす者のなかから、事務局にて、日本人 6 名程度(加えて補欠 6 名程度)を選定し、候補者リスト(案)を作成する。

作業部会の全委員に候補者リスト(案)を送付し、意見収集した後、作業部会主査一任で候補者リストを決定する。その後、各候補者に事前の依頼を行い、内諾を得た者(候補者が辞退した場合は、順次補欠者を繰り上げて内諾を取る。)をレビューとして確定する。最終的に確定したレビューのリストを全委員に通知する。

(2) 研究内容の観点から選定するレビュー

事前応募登録書に記載された分野、キーワード、研究内容の概要等に基づき、1. (1)の選定要件を満たす外国人を含む候補者を選定し、内諾を取りつつ、事務局がリストを作成する。

事務局が作成したリストは、作業部会主査一任で確定する。

上記(1)、(2)で選定された各レビューに対しては、必要な説明を行い、プログラムの趣旨について十分な理解を得た上で審査を行ってもらうこととする。

なお、外国人レビューは、英語が理解できる者とし、日本人であって、現在海外の大学・研究所等において研究活動に従事しており、海外の大学等において豊富な職務経験を有する者も選定できることとする。

3. メールレビューの実施

上記 2.により選定されたレビューに応募書類一式を送付し、審査を求める。

利害関係者の申告があった場合は、未回収と同じ扱いとし、新たなレビューを割り当てることはない。

レビュー 1 人あたりの審査件数に原則上限は設けない。特に、システム改革の観点から選定するレビュー(日本人 6 名程度)は、公平性の観点から、原則、全件を通じて審査する。